

鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金交付要綱（令和5年鹿屋市告示第281号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号及び第2号の場合において、仕事の都合その他社会生活上やむを得ない事由により当該住宅の場所を住所として住民基本台帳に登録できない場合において、配偶者又は1親等の血族若しくは姻族である者が当該住宅の場所を住所として住民基本台帳に登録し、かつ、その住宅に居住している場合は、前項第1号及び第2号の要件を満たしているものとみなす。

第11条各号列記以外の部分中「書類」の次に「（以下「添付書類」という。）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該添付書類のうち、補助事業者の責によらない事由により本文に規定する日までに提出することができない書類については、この限りでない。

第11条第10号中「限る。）」を「限る。）。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、第3条第2項の規定を適用する場合は、この限りでない。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。